

令和5年度P R T Rデータの概要について ー化学物質の届出排出量・移動量の集計結果の概要ー

令和7年3月現在

国（環境省及び経済産業省）は化学物質把握管理促進法（通称P R T R法）の届出制度に基づく令和5年度の第一種指定化学物質の排出量・移動量の全国集計結果及び個別事業所のデータを公表しました。

環境省 <https://www.env.go.jp/chemi/prtr/risk0.html>

経済産業省 https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/law/index.html

国の公表に合わせて、岐阜県における第一種指定化学物質排出量・移動量の状況を次のとおりまとめました。

- ◎ 届出事業所数は、昨年度とほぼ同数であった。また、届出された排出量、移動量は、ともに増加した。
- ◎ 排出量・移動量の届出は、過去5年分の修正が可能であるため、過年度のデータが一部修正された。

排出量：環境中（大気、公共用水域及び土壌）への排出量及び事業所内への埋立

移動量：事業所の外（廃棄物、下水道）への移動量

	岐阜県	全国	全国に占める割合
届出事業所数	825 事業所	32,502 事業所	2.5%
届出物質数	159 物質	494 物質	—
届出排出量	5,408 トン／年	136,877 トン／年	4.0%
届出移動量	5,525 トン／年	265,789 トン／年	2.1%
届出排出量・移動量計	10,932 トン／年	402,666 トン／年	2.7%

※ 端数処理の関係で、合計値が一致しない場合がある。

県内での第一種指定化学物質の届出排出量・移動量の推移

	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度
届出事業所数	835 事業所	833 事業所	824 事業所	825 事業所
届出物質数	153 物質	157 物質	153 物質	159 物質
届出排出量	4,937 トン／年	4,824 トン／年	5,186 トン／年	5,408 トン／年
届出移動量	4,311 トン／年	4,816 トン／年	4,340 トン／年	5,525 トン／年
届出排出量・移動量計	9,249 トン／年	9,640 トン／年	9,526 トン／年	10,932 トン／年

PRTR 制度:Pollutant Release and Transfer Register（環境汚染物質排出・移動登録）

人の健康や生態系に悪影響を及ぼすおそれがあるなどの有害な化学物質について、事業所から環境中へ排出される量及び廃棄物や下水に含まれて事業所外へ移動する量を、事業者自ら把握して届出し、国は届出データや推計に基づき排出量・移動量を集計・公表する制度。（県は独自に公表）

1 P R T R制度の施行状況

平成11年7月	化学物質排出把握管理促進法の公布
平成13年4月	年間取扱量5 トン以上の事業者による排出量等の把握開始
平成14年4月	年間取扱量5 トン以上の事業者による排出量等の届出開始
平成15年3月	国による第1回集計結果（平成13年度分）の公表。以降、年度ごとに排出量・移動量に係る集計結果を公表 届出情報開示請求制度の開始
平成15年4月	年間取扱量1 トン以上の事業者による排出量等の把握開始
平成16年4月	年間取扱量1 トン以上の事業者による排出量等の届出開始
平成20年11月	化学物質排出把握管理促進法の施行令の一部改正 第一種及び第二種指定化学物質の指定の見直し（届出対象物質数462物質）並びに対象業種に医療業を追加
平成22年4月	化学物質排出把握管理促進法の施行規則の一部改正 化学物質指定の見直しに伴う化学物質分類番号の見直し
平成23年4月	平成20年施行令の一部改正・平成22年施行規則の一部改正に基づく届出開始
令和3年10月	化学物質排出把握管理促進法の施行令の一部改正 第一種及び第二種指定化学物質の指定の見直し（届出対象物質数515物質）
令和4年3月	化学物質排出把握管理促進法の施行規則の一部改正
令和6年4月	令和3年施行令の一部改正に基づく届出開始

2 P R T R制度の対象となる化学物質及び事業所

（1）対象化学物質 第1種指定化学物質515物質

＜第1種指定化学物質＞

次のいずれかの有害性の条件に当てはまり、かつ環境中に広く継続的に存在すると認められる化学物質

- ・人の健康や生態系に悪影響を及ぼすおそれがある
- ・自然の状況で化学変化を起こし容易に有害な化学物質を生成する
- ・オゾン層破壊物質

（2）届出対象事業所 法に定める24業種を営み、かつ従業員数が21人以上の事業者の事業所のうち、いずれかの第1種指定化学物質の年間取扱量が1トン以上（一部物質については0.5トン）の事業所など

（3）開示請求手続き 個別事業所のデータは、環境省・経済産業省のホームページ上に掲載されていますが、環境省、経済産業省のP R T R開示窓口に直接請求することもできます。

開示請求手続きについては、環境省又は経済産業省のホームページ（下記参照）に掲載されています。

環境省ホームページ

<https://www.env.go.jp/chemi/prtr/kaiji/kaiji2.html>

経済産業省ホームページ

https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/law/prtr/7.html

3 岐阜県内の届出集計結果まとめ

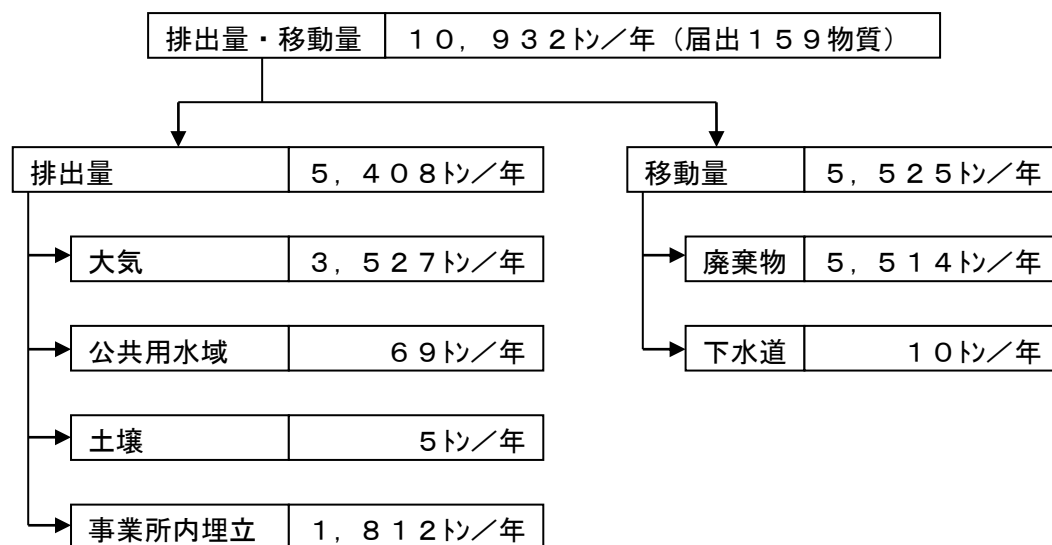
(1) 届出排出量・移動量

県内の届出排出量・移動量は10,932トン／年で、届出物質数は159物質であった。届出排出量及び移動量は、それぞれ5,408トン、5,525トン／年であった。

届出排出量は、大気への排出量が3,527トン／年（65.2%）、事業所内への埋立量が1,812トン／年（33.5%）であった。

届出移動量は、廃棄物としての移動がほとんどであり5,514トン／年（99.8%）であった。

<排出量・移動量フロー>



※ 端数処理の関係で、合計値が一致しない場合がある。

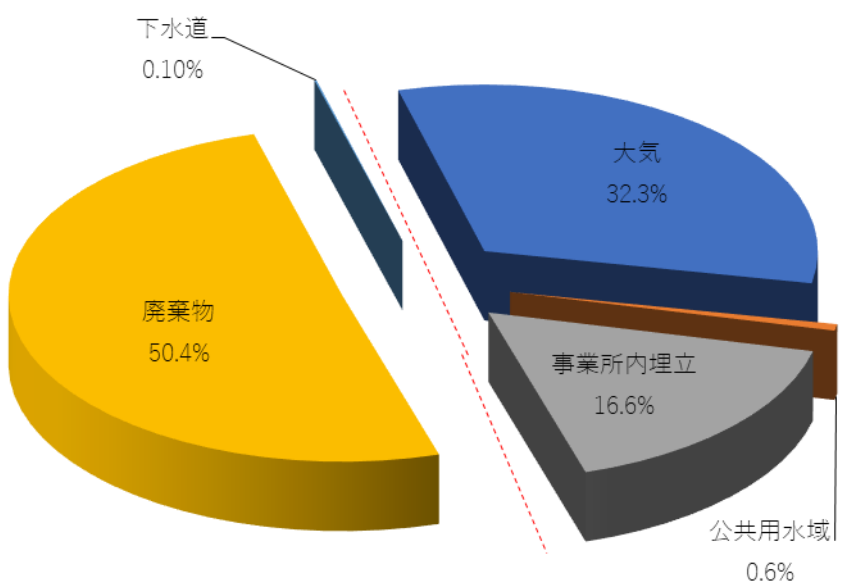
(2) 届出排出量・移動量の媒体別割合

届出排出量・移動量の媒体別割合は、大気への排出が32.3%、廃棄物としての移動が50.4%、事業所内埋立が16.6%であった。

令和5年度 届出排出量・移動量の媒体別割合

移動量 50.5%

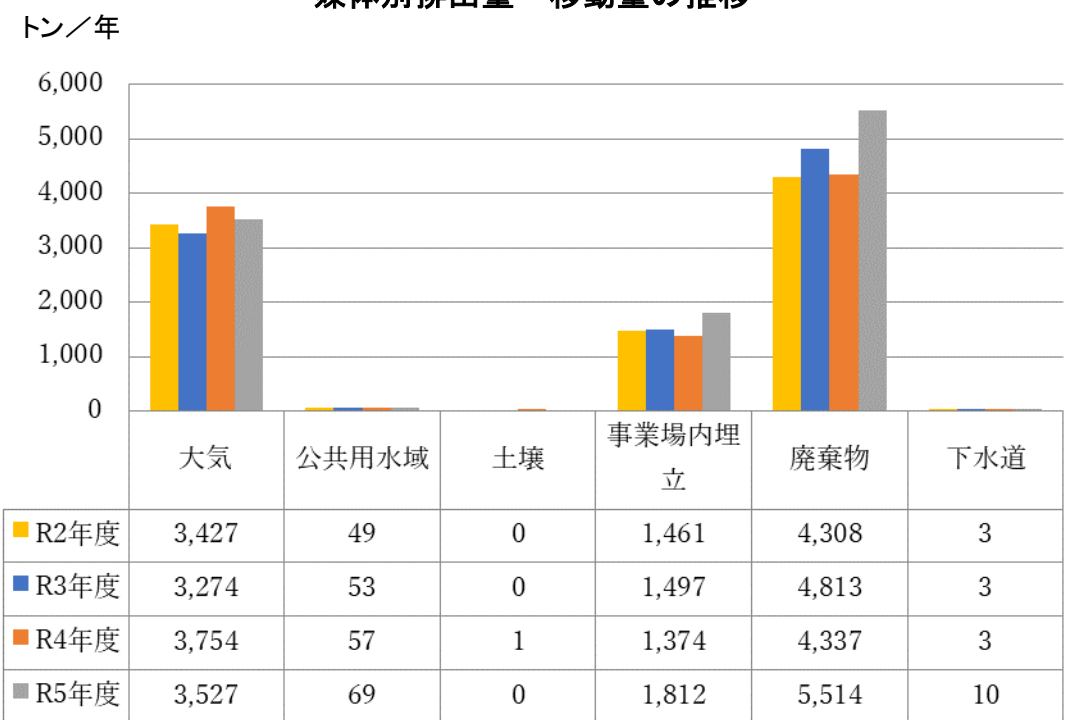
排出量 49.5%



(3) 媒体別の届出排出量・移動量の年度比較

令和5年度の届出排出量及び届出移動量は、大気への排出量は前年度より減少したが、事業所内埋立、廃棄物への移動量は増加した。

媒体別排出量・移動量の推移



(4) 県内において届出された排出量・移動量の多い物質

県内の届出排出量・移動量の多い上位5物質の合計は6, 126トンで総届出排出量・移動量10,932トンの56.0%に当たる。上位5物質は以下のとおり。

順位	岐阜県			(参考) 全国		
	物質名	排出量・移動量 (トン/年)	前年度比	物質名	排出量・移動量 (トン/年)	前年度比
1	トルエン	2,483	△13.8%	トルエン	78,758	△5.6%
2	鉛及びその化合物	1,574	33.9%	マンガン及びその化合物	70,083	0.5%
3	二硫化炭素	920	△16.4%	キシレン	24,592	△10.2%
4	N,N-ジメチルホルムアミド	619	46.7%	クロム及び三価クロム化合物	22,246	△8.0%
5	キシレン	530	11.1%	エチルベンゼン	18,528	1.6%
その他の物質の合計		4,806	38.5%	その他の物質の合計	188,459	28.6%
全物質の合計		10,932	14.8%	全物質の合計	402,666	8.9%

物質の主な用途

トルエン：合成原料、溶剤等

鉛及びその化合物：バッテリー原料、ガラス添加剤等

二硫化炭素：セロハン製造時の溶剤、農薬原料等

N,N-ジメチルホルムアミド：反応溶媒等

キシレン：合成原料、溶剤等

マンガン及びその化合物：合金原料、電池原料等

クロム及び三価クロム化合物：顔料の原料、メッキ処理剤

エチルベンゼン：合成原料、溶剤等

※ 端数処理の関係で、合計値が一致しない場合がある。

(5) 排出量・移動量の地域別割合

地域別では、大規模工場が多く立地する西濃地域が高い割合を示している。

令和5年度 届出排出量・移動量の地域別割合

